

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第149期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル23階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第148期 第1四半期累計期間	第149期 第1四半期累計期間	第148期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(百万円)	2,832	2,712	10,470
経常利益(百万円)	261	214	476
四半期(当期)純利益(百万円)	156	127	276
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	800	800	800
発行済株式総数(千株)	16,000	16,009	16,009
純資産額(百万円)	9,485	9,816	9,734
総資産額(百万円)	18,547	17,663	17,704
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	9.80	7.97	17.29
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	9.78	7.93	17.23
1株当たり配当額(円)	-	-	3.00
自己資本比率(%)	51.1	55.5	54.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。

3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、金融市場での回復傾向に加え、経済対策による公共投資の押し上げや企業の設備投資スタンスの強まり、円安継続による輸出環境の改善などが景気回復への期待感を高めております。

世界経済においては、全般的にやや回復傾向にあると見られるものの、緩やかに改善する米国、雇用情勢の悪化で弱含みのユーロ圏、好調なASEAN主要国に対する韓国やインドの低迷等、国や地域での温度差が見られるようになり、景気回復にリスクをもたらしております。

当社の関わる海運・造船業界におきましては、世界経済の低迷により需要が大きく落ち込んだ後も、依然として回復の兆しが見えにくい状況にあります。当社が主力とする内航船分野につきましては、国内製造業の空洞化により輸送量が減っているものの、エネルギー供給構造高度化法の影響による製油所の閉鎖が白油タンカー船の建造を活発化する一方、復興需要によるセメント船やガット船にも引き合いが出てきております。また、鉄鋼業界の再編による物流の合理化の影響にも引き続き注視しております。海外案件では受注価格は依然として厳しい状況にありますが、中国・台湾の漁船向けなどに引き合いが継続しております。

このような企業環境のもと、当第1四半期累計期間の業績につきましては、受注高は、主機関が増加し、前年同期比5.2%増の2,411百万円となりました。売上高は部分品が落ち込み同4.2%減の2,712百万円となりました。受注残高は、主機関販売高に見合った受注が得られず、同15.0%減の3,378百万円となりました。

損益面につきましては、短納期案件の精力的な受注による操業度の確保、減価償却費負担の減少に加えて海外調達や競争購買による仕入コストの削減に注力しましたが、主機価格の下落が続き、営業利益は215百万円（前年同期比17.9%減）、経常利益は214百万円（同18.0%減）、四半期純利益は127百万円（同18.7%減）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、輸出の不振が影響し1,595百万円（前年同期比3.6%減）となりました。部分品・修理工事では国内販売が落ち込み1,116百万円（同5.1%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、3,260千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 未現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,009,000	16,009,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	16,009,000	16,009,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	-	16,009,000	-	800,598	-	42,424

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 38,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,880,000	15,880	-
単元未満株式	普通株式 91,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	16,009,000	-	-
総株主の議決権	-	15,880	-

(注) 「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式893株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	38,000	-	38,000	0.24
計	-	38,000	-	38,000	0.24

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,696,525	2,642,622
受取手形及び売掛金	1 3,264,024	1 3,576,714
製品	527,878	269,017
仕掛品	964,261	987,526
原材料及び貯蔵品	908,081	916,937
その他	303,298	291,450
貸倒引当金	155,700	138,600
流動資産合計	8,508,370	8,545,668
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,256,149	1,239,753
構築物(純額)	216,318	210,798
機械及び装置(純額)	816,892	777,130
車両運搬具(純額)	3,042	2,442
工具、器具及び備品(純額)	116,038	103,748
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	12,811	3,661
有形固定資産合計	8,239,124	8,155,405
無形固定資産		
	26,316	25,774
投資その他の資産		
投資有価証券	656,120	661,758
その他	329,106	328,786
貸倒引当金	54,200	54,200
投資その他の資産合計	931,027	936,344
固定資産合計	9,196,468	9,117,524
資産合計	17,704,838	17,663,193
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 2,160,170	1 2,241,703
1年内償還予定の社債	140,000	140,000
1年内返済予定の長期借入金	443,428	443,428
未払法人税等	93,414	91,148
前受金	733,983	591,425
賞与引当金	133,000	68,700
製品保証引当金	21,600	14,000
受注損失引当金	76,200	83,400
その他	637,811	707,306
流動負債合計	4,439,607	4,381,111

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
固定負債		
社債	300,000	300,000
長期借入金	432,860	322,003
再評価に係る繰延税金負債	1,714,667	1,714,667
退職給付引当金	863,803	877,903
その他	219,832	251,037
固定負債合計	3,531,163	3,465,611
負債合計	7,970,771	7,846,723
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,598	800,598
資本剰余金	42,424	42,424
利益剰余金	5,592,369	5,671,693
自己株式	10,320	10,504
株主資本合計	6,425,071	6,504,211
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	198,021	201,283
土地再評価差額金	3,103,168	3,103,168
評価・換算差額等合計	3,301,189	3,304,452
新株予約権	7,806	7,806
純資産合計	9,734,067	9,816,469
負債純資産合計	17,704,838	17,663,193

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	2,832,182	2,712,807
売上原価	2,049,097	2,068,654
売上総利益	783,085	644,153
販売費及び一般管理費	520,367	428,357
営業利益	262,718	215,795
営業外収益		
受取利息	629	585
受取配当金	411	2,102
その他	5,003	3,159
営業外収益合計	6,044	5,847
営業外費用		
支払利息	6,466	4,439
その他	689	2,685
営業外費用合計	7,156	7,124
経常利益	261,606	214,518
特別損失		
固定資産処分損	1,116	284
特別損失合計	1,116	284
税引前四半期純利益	260,490	214,233
法人税等	104,000	87,000
四半期純利益	156,490	127,233

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第 1 四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当第 1 四半期会計期間 (平成25年 6月30日)
受取手形	172,015千円	217,098千円
支払手形	75,964千円	68,034千円

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日)
減価償却費	118,855千円	98,710千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	47,891	3.0	平成24年3月31日	平成24年6月11日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月13日 取締役会	普通株式	47,910	3.0	平成25年3月31日	平成25年6月10日	利益剰余金

(持分法損益等)

関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	9円80銭	7円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	156,490	127,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	156,490	127,233
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,963	15,969
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	9円78銭	7円93銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	37	67
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社取締役(業務執行取締役に限る)に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成25年8月5日開催の当社取締役会において下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の総数 33個

(2) 新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役6名 33個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の行使時の払込金額 1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使期間 平成25年9月21日～平成55年9月20日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

2【その他】

平成25年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....47,910千円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年6月10日

(注)平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲尾 彰記 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉 幸裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第149期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。